

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に
- ◆消費者の強い味方 クーリング・オフ
- ◆「2017 FPフォーラム in 宮城」が開催されます
- ◆「多重債務無料法律相談会」を開催します



訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に

こんな相談が寄せられています



消費者庁イラスト集より

「不用品があれば買い取る」と女性が訪問してきた。突然だったので、すぐには用意できないことを伝えると、1時間後に今度は男性が来た。いらぬ洋服等を出したが「壊れた宝飾品があれば出してほしい」と言われ、指輪等を含めて2万5千円で買い取ってもらった。

その後、形見の指輪を渡したことを後悔し、また買い取り価格が安すぎると思い、買い戻したいと電話をしたところ「商品は別の業者に渡してしまった」と言われた。

★アドバイス★

- 自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- 訪問購入はクーリング・オフが出来ます（法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間）。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。
- 困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談ください。



消費者の強い味方 クーリング・オフ

クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘販売、キャッチセールスなど、不意打ち的な勧誘で契約をしてしまった場合、8日間以内（マルチ商法などは20日間以内）であれば無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフをすると、その契約はなかったこととなります。



お店や通信販売（テレビ、インターネットなど）で買った場合はクーリング・オフの対象となりません！

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○○○○○
契約金額 ○○○○○○円
販売会社 株式会社×××××
□□営業所
担当者 ▲▲▲▲▲

支払った代金○○○○○○円を返金し、
商品を引き取ってください。

○年○月○日
○○県○○市○○町
○丁目○番○号（自分の住所）
氏名 ○○○○○（自分の氏名）



©宮城県・旭プロダクション

クーリング・オフの方法

クーリング・オフは、販売業者に書面で通知します。

- ① 左の記入例を参考に、はがきを書いて、両面をコピーします。
- ② 「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- ③ はがきのコピーと郵便局で受け取った受領証と一緒に保管しておきましょう。

クーリング・オフができるかどうか、書き方・手続き方法がわからないときは、
すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口へご相談ください。

「2017 FPフォーラム in 宮城」が開催されます

主催：NPO法人日本FP協会宮城支部、財務省東北財務局

事前申込制
先着順
参加無料

2017 FPフォーラム in 宮城

日付 平成29年11月3日（金・祝）

会場 仙台市中小企業活性化センター（アエル5・6階）



東北財務局キャラクターサイッチ

講演

アエル5階多目的ホール（200名）
13：30～15：00【受付13：00】

「女性のスキルを活かした仕事で、
変える、変わるライフプラン」

【講師】井戸 美枝氏
CFP（ファイナンシャル・プランナー）、社会保険労務士

金銭教育ゲーム

アエル6階セミナールーム2
13：30～15：00【受付13：00】

「買い物ゲーム（東北財務局企画）
～お誕生日パーティのお買い物を楽しみましょう～
（小学3～6年生の児童25名）」

個別無料相談会

①12：30～13：20 ②15：10～16：00 各回6組（計12組） 1組50分 【要予約】

アエル5階多目的ホール 確定拠出年金、保険の見直し、住宅ローン、教育費…暮らしのお金のことは何でもご相談ください！

お問い合わせ・予約先：
日本FP協会宮城支部



0120-874-251 平日
10：00～17：00



「多重債務無料法律相談会」を開催します

主催 宮城県多重債務問題対策会議

多重債務問題の解決へ向けて、弁護士や司法書士の法律の専門家が相談に応じる無料相談会を開催します。「複数社から借入があり、今後の返済に困っている…。」、「収入の予定が狂ってしまい、住宅ローンなどの返済ができない…。」などのお悩みを抱えている方は、一人で悩まずに御相談ください。**相談は無料！弁護士や司法書士、消費生活相談員が相談に応じます。**

あわせて、事業者の方を対象とする相談会を、石巻・大河原・県庁の各会場で実施します。

また、借金などが原因で、よく眠れないなど心の健康に不安を感じている方を対象に「心の健康相談」も実施します。

相談会日程

開催日	会場	定員	
		個人向け	事業者
11月29日(水)	県大崎合同庁舎	8人	—
	県石巻合同庁舎	10人	4人
11月30日(木)	県栗原合同庁舎	4人	—
	県気仙沼合同庁舎	8人	—
12月1日(金)	県大河原合同庁舎	10人	4人
	県登米合同庁舎	8人	—
12月2日(土)	県庁	12人	4人
12月3日(日)	県庁	12人	4人



相談会の内容

相談会は午前9時30分から午後4時30分までです。(栗原会場のみ午後1時から)
相談時間は一人当たり原則1時間30分とします。(「心の健康相談」は別途)

●相談会の流れ●

①消費生活相談員による面談(30分)

②弁護士又は司法書士による法律相談(30分)

③消費生活相談員による事後相談など(30分)

1時間30分

☆希望する方は相談会の後に「心の健康相談」も受けられます。



申込方法

事前予約制です。お電話で事前予約をお願いします。

●個人の方●

宮城県消費生活センター ☎022-261-5164

予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分

●事業者の方(11/29石巻会場、12/1大河原会場、12/2・3県庁のみ)●

東北財務局金融監督第三課 ☎022-266-5703

予約受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時

予約受付期間：平成29年11月6日(月)～24日(金)

※予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は引き続き予約を受け付けます。

借金の問題は必ず解決出来ます！ぜひ、御相談ください！

困ったとき、わからないときは…

相談
しよう!

消費生活センター 県民サービスセンター

気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会
気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所
登米地域事務所
県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会
登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所
県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会
石巻法律相談センター

0225-23-5451

栗原圏



北部地方振興事務所
栗原地域事務所
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会
古川法律相談センター

0229-22-4611

大崎圏



宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会
法律相談センター

022-223-2383

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会
県南法律相談センター

0224-52-5898

仙台圏



仙南圏



相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで (電話 022-211-2524)